

(別紙)

定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
総務部	総務課	R -2	指摘事 項	複写機利用料の収入に当たり、会計年度区分を誤り、令和2年3月31日取扱分を令和2年度の収入としている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、地方自治法施行令第142条第1項第3号の認識不足によるものである。 課長、補佐、総務係員、情報公開室事務嘱託で会計年度の取扱いについて確認を徹底することとしたほか、人事異動でも対応できるよう年度末庶務一覧や業務マニュアルへ記載を行った。 今後は、法令や通知の確認を徹底し、再発防止に努める。
総務部	総務課	R -2	指摘事 項	郵便切手の管理に当たり、残枚数の記載誤りが散見されるなど、受払簿の記載及び確認に不備がある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、定期的な確認不足によるものである。 単純な計算ミスを防ぐため、手書きの受払簿からExcelの受払簿による管理とし、受払の都度、2名以上で確認を行うこととした。また、毎日、受払簿と現物が一致しているか、受払簿と各課から提出された郵便払出請求書の記載内容が一致しているか、複数人で確認することとした。 今後は、複数人による定期的な確認を徹底し、再発防止に努める。
総務部	危機管理 防災課	R -2	指摘事 項	被災者支援総合交付金事業業務委託において、業務完了後の提出書類である「事業に従事した雇用者の雇用契約書等の写し」が提出されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、業務完了後に提出された書類が原本であったことから、写しの提出を求めたが、提出期限を決めていなかったため、受領を失念したことによるものである。 未提出であった「事業に従事した雇用者の雇用契約書等の写し」について、令和2年12月に事業者から提出を受けた。また、提出書類の確認を複数人で行うことを課内で確認した。 今後は、提出書類を複数人で確認することを徹底し、再発防止に努める。

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
総務部	危機管理 防災課消 防対策室	R-2	指摘事 項	<p>コミュニティ防災センターの使用許可に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。</p> <p>(1) 使用料無料の場合に使用許可手続が行われていないもの</p> <p>(2) 使用料有料の場合の使用許可で決裁権者の決裁を得ていないもの</p>	措置済	<p>(1) 原因は、盛岡市コミュニティ防災センター条例及び同条例施行規則の確認不足により、使用料無料の場合には、使用許可手続が不要であると誤った判断をしていたことによるものである。</p> <p>使用料の有無に関わらず使用許可手続を行うことを室内で確認し、適正な事務を執行するよう周知徹底を図った。</p> <p>(2) 原因は、市長内部部局専決及び代決に関する規程並びに危機管理防災課組織運営内規の確認不足により、消防対策室長の決裁で使用許可が可能であると誤った判断をしていたことによるものである。</p> <p>危機管理防災課組織運営内規の見直しを行い、令和3年度から、コミュニティ防災センターの使用許可を消防対策室長の専決事項とした。</p>
総務部	管財課	R-2	指摘事 項	<p>平成31年度建物清掃業務委託(内丸分庁舎)において、一部定期清掃の清掃日誌が提出されず、検査を行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。</p>	措置済	<p>原因は、受託者が定期清掃の報告に係る清掃日誌の提出を失念していたこと及び当課において確認が漏れていたことによるものである。</p> <p>業務委託仕様書に基づき検査を適正に行うよう課内研修で周知徹底した。</p> <p>今後は、毎月の定期清掃の計画書を受け取った際に、清掃日誌の提出について漏れないよう担当者へ説明を行うとともに、計画書の写しを日誌に貼り付け、報告漏れ等がないか、複数の職員で確認を行い、再発防止に努める。</p>

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
農林部	農政課	R -2	指摘事 項	令和元年度乙部農業構造改善センター防火設備定期点検業務委託において、電子データ化して電子媒体に記録した防火設備点検報告書が提出されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、仕様書の認識不足及び完了検査時における確認不足によるものである。</p> <p>未提出だった電子媒体に記録された防火設備点検報告書について、委託業者から令和2年12月に提出を受けた。また、施設管理事務に携わる各職員に対して、仕様書及び委託業務完了報告書の内容確認を徹底するよう指導した。</p> <p>今後は、仕様書どおりに業務が履行されているか、複数人で確認することとし再発防止に努める。</p>
農林部	林政課	R -2	指摘事 項	市民の森市有林地内の不動産賃貸借契約の締結に当たり、賃貸借料の積算に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、市内部規定で定められた積算方法の認識不足によるものである。</p> <p>現在、適正な賃貸借料額への契約変更について、相手方と協議を行っているところである。</p> <p>今後、普通財産に係る賃貸料の算出に当たっては、市内部規定に基づき、適正な事務を執行するよう課内全員に周知徹底し、再発防止に努める。</p>

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
教育委員会 事務局	総務課	R -2	指摘事 項	学童保育クラブによる小学校利用に伴う電気料金の請求に当たり、実費相当額の算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、請求書の内訳の確認不足により、基本料金割引額を加味せず計算していたことによるものである。相手方に経緯を説明し、不足分3件をそれぞれ令和3年4月(納期限:令和3年5月)に請求した。なお、うち1件は令和3年4月に相手方から納付済みである。今後は確認項目を記載したチェックシートを調定決議の際に添付することにより、複数の職員が確認できるようにして、再発防止に努める。
教育委員会 事務局	総務課	R -2	指摘事 項	旧小学校施設賃貸借契約に伴う電気料金の請求に当たり、実費相当額の算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、端数処理の誤りによるものである。相手方には経緯を説明し、令和元年度分及び令和2年度分をそれぞれ令和3年2月に還付した。今後は端数処理を明示した資料を根拠とし、調定決議の際に複数の職員でチェックすることで再発防止に努める。
教育委員会 事務局	総務課	R -2	指摘事 項	盛岡市立小中学校消防用設備保守点検業務委託(区分3)その1において、点検結果報告書が消防署へ提出されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、受注者による消防署への点検結果報告書の提出漏れ及び担当課の確認漏れによるものである。未提出となっていた点検結果報告書については、令和3年2月に受注者から事後報告として消防署へ提出した。今後は、点検結果を報告する際に、提出書類のチェックリストを受注者に提出させるほか、当課でも仕様書にある提出書類の確認を徹底し、再発防止に努める。
教育委員会 事務局	総務課	R -2	指摘事 項	盛岡市立小中学校消防用設備保守点検業務委託(区分3)その1ほか3件の消防設備保守点検業務委託において、消防署の收受印が捺された点検結果報告書の写しが提出されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、担当課の仕様書についての認識不足によるものである。未提出であった消防署の收受印が捺された点検結果報告書の写しの提出を令和3年2月に受けた。改めて、担当者に仕様書を再確認させるとともに、今後は、点検結果を報告する際に、提出書類のチェックリストを受注者に提出させるほか、当課でも仕様書にある提出書類の確認を行い、再発防止に努める。

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
教育委員会 事務局	総務課	R -2	指摘事 項	盛岡市立繫小学校エレベーター設備保守点検業務委託ほか6件のエレベーター設備保守点検業務委託において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。 (1)年1回実施される品質検査において、実施後の定期検査報告書が提出されていないもの (2)3か月に1回実施される定期点検において、実施後の報告書が提出されていないもの (3)定期点検実施後の報告書において、火災管制運転装置等 の点検の実施が確認できないもの	措置済	<p>•(1)及び(2)について</p> <p>原因は、担当課の確認不足によるものである。 定期検査及び定期点検が実施されていることを受注者に確認し、未提出の報告書について令和3年1月に提出を受けた。 今後は、当課で定期検査を含めた点検書類の提出状況を一覧表にまとめ、提出状況を管理することで再発防止に努める。</p> <p>•(3)について</p> <p>原因は、契約書と点検報告書について、点検内容の記載方法に統一性を持たせていなかったことによるものである。 報告書に記載のなかった火災管制運転装置等の点検について、実施済であることを令和3年1月に受注者に確認した。 今後は、変更契約を締結し提出書類の記載内容と契約内容の整合性を図ることにより、再発防止に努める。</p>
教育委員会 事務局	総務課	R -2	指摘事 項	市営施設警備業務委託(向中野小学校)ほか6件の警備業務委託において、警備報告書提出前に完了検査を行っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、担当課の完了検査に対する認識不足によるものである。 適正な事務を行うよう、業務処理マニュアルを整備した。 今後は、マニュアルに基づき、警備報告書の提出後に完了検査を行うこととし、再発防止に努める。</p>
教育委員会 事務局	総務課	R -2	指摘事 項	盛岡市立小中学校自家用電気工作物保安業務委託において、仕様書に定める保安業務担当者等の指名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号が書面により提出されていない事例が見られた。前回の定期監査においても同様の事例が見られ注意したものであり、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、担当課の確認不足によるものである。 確認を確実にするために、受注者に全校分の一覧を提出させるように仕様書の見直しを行った。 今後は、見直した仕様書に基づき提出させることとした全校分の一覧表により、提出書類の確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
教育委員会 教育機関	上田公民館	R -2	指摘事項	行政財産使用許可に伴う電気使用料の請求に当たり、実費相当額の算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、基本料金相当額算定の際に誤って割引額を減じず算定したこと、及び燃料費調整額単価を誤入力したこと、並びに算定内容のチェックが不十分であったことによるものである。</p> <p>算定の誤りにより生じた過徴収額については、令和3年5月を目途に還付を行うこととする。</p> <p>今後は、適正な電気料の実費相当額の算定方法を確認するとともに、複数の職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>
教育委員会 教育機関	上田公民館	R -2	指摘事項	飲料等自動販売機設置場所賃貸借契約に伴う電気使用料の請求に当たり、実費相当額の算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、基本料金相当額算定の際に誤って割引額を減じず算定したこと、及び算定内容のチェックが不十分であったことによるものである。</p> <p>算定の誤りにより生じた過徴収額については、令和3年5月を目途に還付を行うこととする。</p> <p>今後は、適正な電気料の実費相当額の算定方法を確認するとともに、複数の職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。</p>
教育委員会 教育機関	上田公民館	R -2	指摘事項	平成31年度上田公民館エレベーター設備保守点検業務委託において、業務完了届を受理せず完了検査を行っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	<p>原因は、月毎に提出される「遠隔監視報告書」を約定記載の業務完了届と誤認識し、検査を行っていたことによるものである。</p> <p>仕様書や約定等の契約記載内容について、職員間で改めて確認するよう指導したほか、受託者に対しても当該報告書の他に業務全体の完了届を提出するよう指示した。</p> <p>今後は、業務完了届の受理後に完了検査を行うことを徹底し、再発防止に努める。</p>

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
教育委員会 教育機関	松園地区 公民館	R -2	指摘事 項	平成31年度松園地区公民館児童健全育成事業業務委託において、報告書の提出を受ける前に完了検査を行っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、担当者の完了検査についての認識が不足していたこと及び、所属長のチェック不足によるものである。 組織内で指摘事項に係る研修を行い、委託業務事務の習熟を図ることとした。 今後は、同様の誤りが生じないよう、職員が異動する際にも適正な完了検査事務について確実に後任者に引き継ぐこととし、再発防止に努める。
教育委員会 教育機関	玉山地区 公民館	R -2	指摘事 項	飲料等自動販売機設置場所賃貸借契約に伴う電気使用料の請求に当たり、算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、基本料金相当額について、誤って消費税改定前の利率を用いていたこと及び、電力量料金相当額について、誤って消費税等相当額を差し引き、燃料費調整額を加算したことによるものである。 算定の誤りにより生じた差額分については、令和3年6月を目途に請求を行うこととする。 今後は、適正な電気料の実費相当額の算定方法を確認するとともに、複数の職員によるチェックを行い再発防止に努める。
教育委員会 教育機関	都南図書 館	R -2	指摘事 項	飲料等自動販売機設置場所賃貸借契約に伴う電気使用料の請求に当たり、実費相当額の算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、電気使用料の算定に当たり、入力した指針値の確認不足によるものである。 計算誤りにより生じた不足額については、業者へ連絡し追加請求することとした。 今後は、適正な電気使用料の算定について館内で確認するとともに、請求の際は、複数の職員で内容の確認を徹底し再発防止に努める。

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
教育委員会 教育機関	都南図書館	R-2	指摘事 項	複写機利用料の収納に当たり、指定金機関等への払込が遅延している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、現金等取扱事務についての認識不足によるものである。 盛岡市現金等取扱事務要領等を課員へ周知し、現金の取り扱いは原則即日処理であることを確認した。また、ホワイトボードに処理状況を記入し、担当が不在の場合でも、他の職員が処理状況を確認し処理できるようにした。 今後は、複数の職員でのチェックを徹底し、再発防止に努める。
教育委員会 教育機関	都南図書館	R-2	指摘事 項	平成31年度都南図書館エレベーター設備保守業務委託の随意契約見積合せに当たり、代理人の氏名及び押印を欠く無効とすべき見積書を有効として取り扱っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、業務委託の契約手続きにおける認識不足によるものである。 関係規定及びマニュアルを周知し理解を深めるよう指導した。 今後は、契約関係書類について複数の職員で確認することを徹底し、再発防止に努める。
教育委員会 教育機関	区界高原 少年自然 の家	R-2	指摘事 項	前金払いをした少年自然の家自家用電気工作物保安業務委託において、完了検査が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、契約事務処理に係る認識不足によるものである。 指摘事項について、適正な契約事務処理の課内研修を行った。 今後は、契約書類の確認を複数名で行うことを徹底し、再発防止に努める。
教育委員会 教育機関	区界高原 少年自然 の家	R-2	指摘事 項	少年自然の家自家用電気工作物保安業務委託の随意契約見積合せに当たり、入札書を有効として取り扱っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、契約事務処理に係る認識不足によるものである。 指摘事項について、適正な契約事務処理の課内研修を行った。 今後は、契約書類の確認を複数名で行うことを徹底し、再発防止に努める。

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
教育委員会 教育機関	歴史文化 課(遺跡の 学び館)	R -2	指摘事 項	□飲料等自動販売機設置場所賃貸借契約に伴う電気使用料の請求に当たり、実費相当額の算定に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、数値の誤入力及び誤った引用によるものである。 請求金額の積算誤りは、2件とも過小請求であったことから、真正な請求額との差額について、令和3年4月に自動販売機設置業者に追加請求した。 数値の引用誤りについては、計算シートを改良したほか、誤入力防止として複数名での検算を徹底し再発防止に努める。
教育委員会 教育機関	歴史文化 課(遺跡の 学び館)	R -2	指摘事 項	平成 31 年度建物清掃業務委託において、定期清掃の清掃業務日報が提出されず、 検査を行っていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、毎月提出される清掃業務完了届を定期清掃完了の報告と誤認していたことによるものである。 未提出であった平成31年度の清掃業務日報および完了報告書について、受託者から提出を受けた。 今後は、清掃業務日報及び完了届の提出について、稟議時に複数名で確認を行うことで再発防止に努める。
教育委員会 教育機関	歴史文化 課(遺跡の 学び館)	R -2	指摘事 項	平成 31 年度盛岡市遺跡の学び館防火設備定期点検業務委託において、承諾を得ていない者に業務の一部である防火扉等の点検業務を請け負わせている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、担当職員と決裁者等の認識不足によるものである。 受託者から、承認を受けていない再委託業務について報告を受けた。 今後は、業務の一部を第三者に請け負わせる場合には、発注者の承諾が必要である旨を受注者に周知するとともに、提出書類についても、複数の職員による確実な相互チェックを実施し、再発防止に努める。
教育委員会 教育機関	都南学校 給食セン ター	R -2	指摘事 項	令和元年度ボイラー及び第一種圧力容器性能検査準備点検整備業務委託において、承諾を得ていない者に業務の一部であるボイラー等の整備業務を請け負わせている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、業務委託契約約定の理解不足及び認識不足によるものである。 今後は、業務委託契約の内容及び約定について、所内研修で確認するとともに、業務の一部を第三者に請け負わせる場合には、発注者の承諾が必要である旨を受注者に周知し、再発防止に努める。

(備考)

1 措置状況欄は、「措置済」、「未措置」の区分により記入してください。

2 措置に関する方法等が未定の場合であっても、措置の内容欄に、検討状況の具体的内容(現状、方向性、見通し、見解等)を記入してください。